

飲酒運転させない T O K Y O キャンペーン
推進委員会幹事会

平成 30 年 5 月 10 日（木）

都庁第一本庁舎 42 階

特別会議室 A

午後 2 時 59 分開会

○事務局 皆様、お疲れさまでございます。私、事務局の神と申します。よろしくお願ひします。

まず、会議が始まる前に、資料の確認をさせていただきます。

皆様、お手元の上から順番になります。会議次第、続きまして幹事会の席次表、これは名簿と対になっております。続きまして、都内飲酒関与事故の発生状況、飲酒運転をさせないためのマニュアル、これは警視庁作成版になります。交通安全情報、自動車運転代行業者一覧。資料 1、これはキャンペーン実施要領（案）でございます。資料 2、キャンペーンイベント実施概要（案）でございます。資料 3、飲酒運転根絶・未成年者飲酒防止キャンペーンにおける啓発活動について。続きまして、三つ折りのカラー版でございます。「ハイペースムーズ東京」A 4 判、災害時情報提供サービス。続きまして、都内における自転車酒酔い運転の現況。最後でございますけれども、飲酒運転させない T O K Y O キャンペーンの広報用ステッカー希望枚数調査票となっております。

いかがでしょうか。資料不足の方、いらっしゃいましたら、挙手でお伝え願えますでしょうか。大丈夫でございますね。

なお、最後のステッカー希望枚数調査票なんでございますけれども、こちらは 6 月 1 日（金曜日）までに、ご活用分、ご返信いただければと思っております。

それでは、事務局からは以上になります。

○交通安全課長 それでは、ただいまから飲酒運転させない T O K Y O キャンペーン推進委員会幹事会を開催いたします。

本日進行を務めさせていただきます東京都青少年・治安対策本部、交通安全課長の池野谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、開会に当たりまして、東京都青少年・治安対策本部総合対策部、治安対策担当部長の高野より挨拶を申し上げます。

○治安対策担当部長 東京都青少年・治安対策本部の治安対策担当部長、高野でございます。

本日は、飲酒運転させない T O K Y O キャンペーンの推進委員会幹事会を開催するに当たりまして、皆様には、大変ご多用の中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

す。また、皆様方には、青少年・治安対策本部はもとより、東京都の行政に深いご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本年は、新たなスローガンでございまして「世界一の交通安全都市東京」となることを目指しまして、悲惨な交通事故を1件でも少なくする取り組みを、関係機関のご協力を頂戴いたしまして進めたいというふうに考えております。

飲酒運転に起因しました交通事故の発生状況などにつきましては、この後、警視庁の金子管理官様からご説明いただきますが、本年の飲酒運転に係る交通死亡事故は、昨日現在6件でございまして、これは昨年の3件を既に上回る、2倍になっている危機的な状況と言っても過言ではございません。重大な交通事故に直結する悪質・危険な飲酒運転を根絶するためには、飲酒運転など、お酒を提供・販売している業界などに限らず、都民一人一人に、運転する人にはお酒を出さない、お酒を飲んだ人には運転をさせない、そして、もちろんお酒を飲んだら運転しないという、強い意志を持っていただくということが重要であるというふうに考えております。東京都といたしましても、本日ご参加の皆様方とともに、飲酒運転の根絶に向け、さまざまな活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

本キャンペーンが効果的に展開され、社会全体に飲酒運転を根絶する機運が高まりますよう、引き続き皆様方の多大なるご支援とご協力を申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○交通安全課長 それでは、お手元の会議次第によりまして議事を進行させていただきます。

初めに、都内飲酒関与事故の発生状況につきまして、警視庁交通部交通総務課、金子交通安全担当管理官様からご説明をいただきます。よろしくお願いたします。

○交通安全担当管理官 皆様、こんにちは。

ご紹介をいただきました、警視庁交通総務課で交通安全を担当しております金子と申します。私は、昨年9月にこのポストにつきまして、その前に、この会議は年に1回というふうに伺っておりますので、皆様にご挨拶をするのは、この場に初めてになります。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、着座にて、資料に基づきご説明をさせていただきたいと思っております。失礼いたします。

統計資料をおめくりいただきたいと思っております。

一番最初は飲酒運転の定義なんですけども、飲酒運転は、酒酔い運転は自転車も含まれますけども、飲酒運転の定義としまして、原付自動車以上の運転をして事故を起こしたという定義がありますので、タイトルのとおり、飲酒運転は原付が第一当事者以上の発生状況ということでお断りをさせていただきます。

これは過去5年間の推移を記載したものでありまして、緑色の棒グラフが事故の件数、そして赤の折れ線グラフが死亡事故の件数ということになります。このように見ますと、5年間で死亡事故の件数はかなり減っていると。発生件数もかなり減ってはいるんですけども、ほぼ横ばいであるということと、あと、冒頭に高野部長からもありましたように、去年の3件というのは、なかなかちょっと奇跡的な数字でして、9月に1件、12月に2件ということで発生しましたので、現時点、発生している6件は、もう全てプラス6という状況になっておりまして、危機的な状況とお話しいただきましたけど、まさに警察としても同様の認識であります。

あわせて、これは交通事故で発覚しただけの件数です。例えば去年の174件ということでもありますので。ちなみに取締件数ですね、これも、取り締まりもマンパワーがかかりませんから、年中やっているわけではありません。ある程度、事故の集中する時間帯、夜間等々にやっておりますけども、取り締まりの件数でいくと年間1,000件ぐらいですから、まだまだ社会には飲酒運転がはびこって、残っているという状況であることを改めてご説明をさせていただきます。

次に、月別の発生状況に移ります。2番になります。

こちら棒グラフが過去5年の平均値にしたもの、細かい数字は下の表に入っております。そして折れ線グラフ、これはすみません、ちょっと数字は欠落してはいますが、件数を折れ線で示しているものです。これは月別で見ると傾向でありますけども、12月がやはり一番多いと。次に3月という状況になっておりますが、この飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーンが始まったときには、始まった経緯というのは、改めて平成18年に福岡県の職員が飲酒運転による追突事故を起こして、社会全体で飲酒運転根絶機運が高まったときに、東京都全体で、まず、日本の首都東京から飲酒運転をなくしていこうということで、皆様方にお集まりいただいて始めた。そのときは、この多い順ですね、3月は歓送迎会と花見の時期ということで、7月はレジャーの時期ということで、12月は忘年会等でお酒の機会が多くなる

と。まさにお酒の機会、飲む機会が多くなると、やっぱりその背景として事故で発覚する数も多くなっているということでもありますので、お酒がだめだと言っているわけではありませんが、やはりお酒を飲む機会があると、惰性的に飲酒運転をしてしまう人がやはり中にはまだ残っているということでもあります。

次に、3番目の飲酒事故の曜日別を見ます。一般的に、平日に多いように思われがちなんですけど、実はこの棒グラフを見ていただくとわかるように、土・日にあります。例えばゴルフに行ったときとか、それ以外にも、休みの日に飲酒の機会があって、ちょっとだからといって乗ってしまう機会が少なくないということはこの棒グラフが示しております。

次におめぐりください。

これはどんな乗り物に乗っているときに飲酒運転事故を起こしたかという、状態別、乗り物別のグラフになります。やっぱり乗用車に乗っているときに最も多いということでもありますけど、ちょっと注目していただきたいところは貨物車、これは事業用に限らないんですが、通常、貨物というのは運送事業にかかわる車両として製造されて運行されているものでありますけども、貨物車ですら、これだけあるということでもあります。あとは、実は数的に棒グラフで見ると少ないんですが、死亡事故の折れ線で見ると多いのが自動二輪（原付）、これは東京都内は夜間のいろんな業態がありまして、公共交通機関が動いていない時間帯に通勤せざるを得ない業界の人もいたりとか、あとはやっぱり渋滞を避けるために二輪車を通勤の足に使っている方がいて、そういった方々が実は飲酒運転を惹起しているということを示すグラフになっております。

5番目、これは飲酒運転した人、運転手がどんな年齢層にあるかということでもありますけども、やはりここはちょっと捜査情報にもなりますから、余り細かいことは申し上げられませんが、飲酒した飲み裏という、ちょっと警察用語ですけど、どこで飲んで、どういう人たちと飲んだのかというところをやっぱり突き詰めると、会社の同僚と飲んでいるというケースとか、今は接待が少なくなったとはいえ、営業先の相手と飲んでいたりとかという、それで帰宅途中、そのときはさすがに営業車はもう車庫に入れていて飲むんですけど、自宅へ帰るとき、実は駅まで距離があって原付を運転していますとか、自転車を運転していますと。自転車は、ここに計上されませんが。そういったケースで、実は事故が発覚しているケースが非常に多くございます。ですので、こういった、やはり20代、30代、40代、50代、い

わゆる現役世代の方々に飲酒運転がある。背景には、会社の同僚との飲み会や、会社絡みのお酒の席ということがあるということをご認識いただきたいと思います。

おめくりください。

あと、6番目が道路別を示したものでありますけども、これはたまたまなんですけども、本当、発生した場所をどんな道路だったかということで示すものなんですけれど、やはり飲酒しているということで、捜査をしていきますとわかるんですけども、飲酒している、飲酒運転は悪いことだということをやっぱり運転手は今認識しています。ですから、主要の幹線は避けて通ろうとしています。ですから、比較的狭い区市町村道だとか、あとはやっぱり目的地がご自宅だとか、そういったところでありまして、狭い道路を通らざるを得ないということで、やはり狭い道路でありまして、運転の判断要素も大きくなってきますので、そこで事故が発覚しているという、人とぶつかってしまえば、まさに本当に歩行者側をはねてしまうような事故になるということでありまして。

最後が、これは時間帯別に示したものでありますけども、やはり飲み始める時間帯から飲み終わった以降に、10時、夜中の10時ですね、22時、そして0時というのが非常に多くなっています。一旦下がるように見えてはいますけども、2時-4時というのは、さすがに飲んでいない時間が少ないので下がってきますけど、実は朝方に多くなっている。この棒グラフを見ていただくとわかるんですけども、これは後でちょっとチラシで触れようと思っておりますけど、これは朝二日酔い状態、二日酔い、酔っているか酔っていないかは別にして、体内にアルコールを存置したまま運転を始めて事故を起こしているという状況でありますので、ちょっと寝れば大丈夫だというふうに思っている方々もいますけども、飲酒運転というのは、道交法の65条で、体内にアルコールを存置している状態ということでありますので、これは一般に皆さん方も、行政処分で反則切符が0.15ミリリットルだとかありますけど、0.15になっても飲酒運転です。それは行政処分の対象になるというか、切符の対象になるだけで、アルコールが入ってしちゃやっぱりだめなんです。ということでありまして、そういったことも徹底していかなくちゃいけないなというふうに思っております。

最後が区市町村別の発生状況でありますけども、発生件数で見ますと、全体から見ると少なくなっていますけども、赤字で書いたところですかね、江戸川区での件数が多くなっておりまして、2番目が足立区、そして八王子市と、順番になっております。全体に占める飲

酒事故の割合というところで見ますと、比較的市部、清瀬市が、飲酒率というところが1番になっておりますけど、そのほかに福生、東大和、あきる野ですとか、こういったところも、比較的市部で、軽く、やっぱり人の目が少ないと、ついつい飲酒運転をしてしまうという背景があります。

ということでありまして、あとは、ちょっとことしの事故のこと、部長からも触れていただきましたけども、飲酒事故のうち、6件発生しているうちの5件が単独事故です。5件が単独事故なんですけども。

ごめんなさい。区市町さんは一切言っていなかったんですか。失礼いたしました。私のほうの勘違いで、区市町村別のところを申し上げてしまいましたけども、ここには皆さんに添付していなかったということで、おわびを申し上げます。

最後に、飲酒事故の内容をですね、ことしの6件の内容を簡単に触れさせていただきますと、6件ありますけど、そのうち3件、半分の3件が二輪車乗車中であります。そのほかは四輪車乗車中ですけども、そのうち2件は単独なんですけども、やはり不幸にも四輪車が歩行者をはねてひき逃げしたという、もう非常に残忍きわまりない事故もありました。

ということでありまして、やっぱり飲酒運転対策は引き続き継続していかなくちゃいけないということで、今回、チラシを用意させていただきました。この会議用に改めてということでつくらせていただいたのが、この「交通安全情報」という一枚物をごらんいただきたいと思います。

もう皆様方、お取り組みいただいている方々など、もう本当に釈迦に説法になって恐縮ですけども、アルコールの影響ということでありまして、先ほどもちょっと触れましたけど、飲酒運転という定義が、例えば反則切符を受けて、呼気を検査してわかったりとか、死亡事故を起こしますと、やはり運転の事故の原因を探るために血液鑑定等々を行います。ここで飲酒運転だということが判明するんですけども、じゃあ、どれだけ飲んだら飲酒運転になるのかということも、一步踏み込んで周知していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。その点につきましては、厚生労働省のほうで、「健康日本 21」というところでホームページにも紹介しておりますけども、アルコールの1単位ということを周知しています。1単位というのは、アルコールを20グラムなんだそうです。これはビールでありますと500ミリリットルに相当しますと。日本酒であれば1合（180ミリリットル）に相

当すると。この1単位を消化するのには4時間かかると言われていたそうです。ですから、倍のビール1リットル飲めば、単純に8時間かかるということで、よくよく居酒屋で2～3倍飲んでしまっている人がいますけど、これはもう12時間、消化するのにかかるということです。

先ほどのグラフで、朝方、飲酒運転があるということを申し上げましたけど、まさにこのような状態を申し上げているわけでありまして、アルコールの与える影響ということも訴えいかなくちゃいけないなというふうに思っております。

そして、下のほうには、飲酒運転が重大な犯罪であるということで、繰り返し罰則強化がありましたけど、今、現状、このようになっておりまして、実はこれ以上の罰則強化は、もう事実上、法律の均衡上、もう望めない状況です。刑法上の殺人とか窃盗とか、そういうところと比較しても、飲酒運転の道交法上の罰則が、非常に、ある一方で法均衡に欠けるといった意見もあるぐらい罰則が強化されておりますので、飲酒運転はもともとだめなことだということで、罰則によらないでも、やってはいけないことということを徹底していくことが必要だというふうに考えております。

最後になりますけども、そういったことで、皆さん方をお願いしたいこととしまして、「飲酒運転をさせないためのマニュアル」ということでありまして、これは具体的に申しますと、「ハンドルキーパー運動」というのが、先ほど言いました平成18年の事故を受けて、全日本交通安全協会が主体となりまして、あとはお酒を提供する側、日本フードサービス協会、そして運転する側の日本自動車連盟の三者の連携をして、お酒を車で飲みに行ったら飲まない人を決めるという、オランダのほうの「ボブ運動」というのを模したようでもありますけども、これを当時から推進しておりました。ただ、ここ最近、グーグル等の検索履歴のヒット率等々を見ますと、平成18年、19年、20年、やはりハンドルキーパーが始まった当初は認知が高かったんですけど、ここ最近では余りハンドルキーパーという言葉を意識している人が少なくなっているという状況でありますので、皆様方には、改めてハンドルキーパー運動の再徹底をお願いできればなというふうに思っております。これが1点目。

もう一つのお願いが、私どももそうですけども、こうやって会議に来るメンバーは、ある程度、組織において一定の責任のある方が集まっていたいただいていると思います。そういった意味では、社員、従業員とか、職員に対する飲酒運転の防止の再徹底・再教養、社員教養等

をお願いできればと思っております。

このようにして、若干、飲酒統計を見ますと、飲酒運転根絶機運が少し形骸化してきている状況も見れますので、警察では改めて取り締まりの強化とかといった、もう既に動き出す予定でありますので、皆様方にも、こういった飲酒運転をさせないT O K Y Oキャンペーンを通じまして、広報・啓発にご協力をいただければと思います。

長々とすみません。申しわけありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○交通安全課長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、それでは、議事に入らせていただきます。

平成 30 年飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン実施要領（案）について、東京都青少年・治安対策本部、交通安全対策担当課長の押名から説明させていただきます。

○交通安全対策担当課長 皆様、こんにちは。3月5日付で着任いたしました、押名と申します。どうぞよろしくお願いいたします。以後、着座にて失礼いたします。

幹事の皆様方には、平素から、飲酒運転根絶対策を初め、先月実施いたしました「春の全国交通安全運動」等の交通安全対策に多大なるお力添えをいただきまして、まことにありがとうございます。この場をおかりして、厚く御礼を申し上げます。

今までも飲酒運転をさせない・見逃さない環境づくりのために、繰り返しキャンペーン等で、自転車を含めた、飲酒して運転しない、運転者にお酒を提供しない、飲酒運転の車に乗らないという活動を展開しておりますが、今回も、本キャンペーンを通じて、幹事の皆様方と連携しながら、身近な人、地域から、社会全体に飲酒運転根絶の環を一層広げていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどからお話がありまして、本年につきましては、もう昨年の倍の件数の飲酒運転の死亡事故が発生している状況でございます。したがって、今まで以上に飲酒運転を許さない社会の機運を高めていかなければいけないと考えておりますので、さらなる皆様のご協力をお願いしたいと存じます。

すみません、それでは、数字の1でございますが、資料1、お手元の資料1、平成30年飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン実施要領（案）をごらんください。

本キャンペーンの期間は、7月1日（日曜日）から7日（土曜日）の1週間でございます。

目的欄に記載がございますが、これからの時期は、暑気払い等飲酒の機会がふえるとともに、夏休みを利用しての家族旅行、河原でのバーベキューなど、行楽の季節でもあります。開放的な気分などから来る飲酒運転の事故等が懸念されるところでございます。繰り返しになりますが、飲酒運転根絶を前面に出した啓発活動を皆様方と連携して実施することにより、飲酒運転させない社会環境の醸成と、根絶機運のさらなる定着化を図っていきたいと考えております。

続きまして、主な取り組みについて説明いたします。

1の飲食店の来店客や駐車場利用者等に対する取り組みでございますが、丸の一つ目と二つ目、飲酒運転根絶ステッカー、キャンペーン実施中シール等の活用をお願いでございます。店の入り口やレジ付近、トイレの壁などにステッカーを張っていただいておりますが、引き続き掲示場所の拡大をお願いするとともに、汚れ等がありましたら、新しいステッカーと交換していただければと思います。丸の三つ目、「来店したお客様に飲酒運転をさせないためのマニュアル」飲食店用と、同じくマニュアル、駐車場用の活用による声かけのお願いでございます。お客様の中には、一杯だけなら、ちょっと休めば酒は抜けたらろうなどと、勝手な理由をつけて運転するドライバーがいますので、お店のほうから、「きょうはお車ではないですね」とか、「お車はどうされますか」と一声かけていただくほか、メニュー表や箸袋、テーブルマットに「飲酒運転禁止」などの記載があるものを置いていただくことも、抑止効果があるものと思います。お客様にお声をかけるのは非常に大変なことだと思っておりますが、先ほどから出ております平成18年に福岡で発生した、小さいお子様3人が犠牲となった悲惨な飲酒事故を初め、先ほども説明がございましたが、この間、春の交通安全運動期間中にも、都内で飲酒ひき逃げ死亡事故が発生していると報道されているところでございます。また、事故を起こす前の段階で取り締まりを受ける数も、いまだ相当数あることも事実でございます。飲酒運転が引き起こした重大事故を二度と起こさないためにも、お店全体での協力態勢をよろしくお願いたしたいと思っております。なお、東京都のホームページに2種類のマニュアルを掲載しておりますので、ご活用いただければと思います。

続いて、2の職域（職場）に対する取り組みでございます。飲酒運転事故が職場で発生すると、社会的信用が失われ、その対応や信頼回復のために業務全般に影響が出るということ

は、もう皆様ご存じのとおりだと思います。また、事故を起こした車両に企業名が入っていたりしているのが、新聞だとかニュース等で取り上げられますと、もうそれだけでも多大なダメージになるところでございます。車両利用による業務を行っている企業様では、点呼時にアルコールチェックをされていると伺っておりますが、ポスター、評語の掲示、工夫を凝らした交通安全講習会の開催により啓発していただくほか、それらの取り組みをホームページ、機関誌等により情報発信していただいて、飲酒運転の根絶について、社会全体に呼びかけていただければ幸いです。

続いて、3の家庭や地域に対する取り組みでございます。飲酒事故は被疑者、ドライバーだけではなく、被害者の家族までも巻き込むものでございます。ご家庭では、飲んで運転しては絶対だめと話題にさせていただいたり、また、地域では、掲示板を活用するとか、商店街で放送していただいて、若い世代からご高齢の方まで、幅広い年代の方に飲酒運転根絶を呼びかけていただければと思います。

次に、実施要領についてであります。

共通の項目として、繰り返しとなりますが、ステッカー等の掲示のほか、それぞれのホームページ等での情報発信、マニュアルを活用したドライバーに対する呼びかけをお願いしたいと思います。なお、警視庁様におかれましては、取り締まりを初めとした対策をお願いしたいと思います。

東京都といたしましては、イベント開催のほか、広報東京都や、大きな繁華街にございます大型ビジョンなどを活用して、都民の方々に飲酒運転の根絶を訴えかけていきたいと思っております。

続きまして、お手元の資料2をごらんください。イベント実施概要（案）についてでございます。

キャンペーン初日の7月1日（日曜日）、午後4時から5時の間、新宿駅西口のイベント広場におきまして、交通安全教室などのイベントを予定しているところでございます。今回のイベントでございますが、目的欄の下段にございますが、昨年と同様、飲酒運転根絶と同様に、ドライバー向けという一面から、行楽期などに発生する交通渋滞を解消するため、渋滞対策についても啓発してまいります。渋滞対策については、後ほど担当課長からご説明いたします。

なお、イベントの報道発表につきましては、6月下旬を予定しており、東京都のホームページでもお知らせいたします。

続きまして、お手元の資料3をごらんください。

春の全国交通安全運動期間中の4月12日、秋葉原のUDXシアター等において、東京小売酒販組合様主催による関係機関の皆様と合同で実施しました「飲酒運転根絶・未成年者飲酒防止キャンペーン」の概要でございます。ご協力をいただきました各団体の皆様、大変ありがとうございました。

最後になりますが、飲酒運転根絶は、例年、春と秋の全国交通安全運動、また、年末に行いますTOKYO交通安全キャンペーンの重点目標にしております。東京都といたしましては、この飲酒運転根絶対策を初め、諸対策に全力で取り組んでいるところでございます。引き続き、皆様方の多大なるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明とさせていただきます。

○交通安全課長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、平成30年飲酒運転させないTOKYOキャンペーンの実施要領（案）につきまして、ご了承いただけたものとさせていただきます。

次に、報告に移らせていただきます。

本キャンペーンに伴い行われます新宿駅西口でのイベントでございますが、人通りが非常に多い場所でございますために、高い啓発効果が見込まれているところでございます。そこで、東京都としましては、本イベントを絶好の機会と捉えまして、例年、夏休み時期に問題となっています渋滞対策についても、コラボレーションした形で交通安全意識の普及啓発をまいります。

そこで、渋滞緩和を目指す施策であります「ハイパースムーズ東京」について、東京都青少年・治安対策本部、渋滞対策担当課長の杉から報告がございます。

○渋滞対策担当課長 東京都青少年・治安対策本部、渋滞対策担当課長杉でございます。よろしく申し上げます。恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

まず、お手元にA3のパフレットをお配りしておりますので、こちらを見ながらお聞きいただければと思います。

ハイパスムーズ東京は、渋滞対策の事業でございますけれども、渋滞対策といって、まずバイパスをつくるとか、そういった道路を拡張する事業が思い浮かぶと思っておりますけれども、ハイパスムーズ東京は、こうしたハードの整備にあわせて、情報通信技術などを活用して、既存の道路の能力を高めて渋滞を軽減しようという事業でございます。

具体的な施策といたしましては、こちらの1枚表紙をおめくりいただきまして、右側のところに記載してございます。

例でございますけれども、まずは、例えば信号制御の高度化でございますして、交差点に到着する車をセンサーで感知して、リアルタイムで、または交通量を予測して信号制御を行うというものでございます。

また、交通情報板の設置でございますけれども、これは交通管制センターから遠隔操作でルート別に渋滞情報を表示して、より少ないルートへ交通量を分散して渋滞緩和につなげるというものでございます。

さらに、交差点の改良でございますけれども、こちらは拡幅をすることなく、右左折車の専用レーンを設置したりですとか、車線数を見直すことによりまして、車がスムーズに流れるようにしているものでございます。

加えて、荷さばき可能駐車場の設置でございますけれども、駐車場の事業者と協力しまして、荷さばきができるコインパーキング等の設置を進めているところでございます。

もう一度表紙にお戻りいただきまして、こちらでございますけれども、飛んでいるのが「渋滞解消サポーターハイパススムくん」という、この事業のキャラクターでございますけれども、渋滞につきましては、先ほどご説明した事業のほかにも、一人一人の行動が渋滞の発生にも解消にもつながるということから、普及啓発を行っているものでございます。

先ほど説明がございました7月1日の飲酒キャンペーンのキックオフイベント、昨年度と同様に共催ということでさせていただきたいと思っておりますので、ハイパススムくんの着ぐるみ等も当日登場いたしますので、お見知りおきいただきたいと思っております。

あわせて、このキャンペーンとは関係ないんですが、ちょっとこの場をおかりまして、一つ事業の紹介をさせていただきたいと思っております。

それがこちらの青いA4の資料でございますして、「災害時情報提供サービス」というものでございます。こちらは、交通情報の提供というのは、テレビやラジオでもおなじみの道路交

通情報センターから行っておりますけれども、そのセンターと都と協力いたしまして、災害時に情報提供しているというものでございます。通常時は、道路交通情報センターのウェブサイトからは、「道路交通情報Now!!」という形のサイトがございまして、簡易な図形で渋滞ですとか通行どめの情報を提供しているものでございますけれども、災害時には、こちらのチラシにございますように、普通、ヤフーですとか、そういった地図と同じような、デジタル地図が立ち上がりまして、より詳しい渋滞や交通規制の情報が提供されることになっております。

加えて、大震災時には、民間団体の協力を得まして、プローブ情報という、今はカーナビから車のビッグデータが収集できるようになっておりますけれども、そちらで、通行実績ということで、どこの道路を通れたかということが把握できるようになってございます。こちらの情報もあわせて、こちらのデジタル地図から提供してございまして、それによりまして、例えば東日本大震災のときには感知器等が壊れて、通常の管制が難しかったときに、このプローブ情報が役に立ったということもございまして、そういった本当に大きな震災のときには、そういった道路の通行情報を提供することによりまして、通行できる道路がわかるというようなことも情報提供する予定でございまして、残念なことに、このシステムは平常時には立ち上がっておりませんので、例えば今確かめることはできないんですけれども、こういったものが震災時には立ち上がるんだということをちょっと頭の片隅にとどめていただきまして、もしものときには活用していただければと思っております。それをちょっと、お時間をおかりして紹介させていただきました。

説明につきましては、以上でございます。

○交通安全課長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご発言がございませんようですので、続きまして、飲酒運転根絶を推し進める上で無視できない存在が自転車での飲酒運転でございます。利便性が高い反面、安易な気持ちで飲酒後の利用してしまうケースがまだまだ多く見受けられるのが現状であることから、問題意識を持っていただくことが重要かと考えております。

そこで、自転車酒酔い運転の現況と題しまして、東京都青少年・治安対策本部、交通安全課課長代理の熱田から報告がございまして、

○交通安全課長代理 課長代理の熱田でございます。後ろの席から失礼いたします。

次第と資料のタイトルのほうが、「都内における自転車酒酔い運転の現況」となっておりますが、実際には、「自転車飲酒運転の根絶」と銘打って、都として行動する決意表明的なものを受けとめていただきたいと思います。

飲酒運転事故全般に関して申し上げましたが、皆様の啓発活動をいただいていることもございまして、例年、死者数は片手にも余る状況にございまして、また、発生件数も、平成 26 年を除けば、2 桁を切ろうというところに到達しております。ただ、残念ながら、冒頭、金子様からもお話を頂戴しましたとおり、いまだに根絶に至っていないところでございます。そして、酒酔い運転による事故、自転車も含めて、これがゼロになっておりません。自転車の飲酒運転も、もちろん法律違反でございます。

お配りしました資料、都内における自転車酒酔い運転事故の現況の表のほうをごらんいただくとわかりますが、自転車のほうは変動も少なく、毎年 3 件程度発生しております。重大な結果を引き起こす可能性という点からいきましたら、自動車や自動車二輪車、原付よりも確率は低いにもかかわらず、自転車の酒酔い運転事故が毎年発生しているという状況にございます。

今さら申し上げるまでもなく、自転車も軽車両として酒を飲んだら乗ってはいけないものでございます。この点、今後、7 月の飲酒運転根絶啓発イベントを初め、印刷物など、機会を捉えて、自転車の飲酒運転根絶について普及啓発を図っていきたいと思っております。

なお、啓発に際しては、飲酒に伴う知覚運転能力の低下の恐怖を改めて説いていきたいと思っております。

そのほか、損害保険におきましては、一般に酒気帯び運転事故を起こした場合については、被害者救済の観点で、被害者の方の損害のほうは填補されるものの、運転者に対する保険金は支払われない免責条項にも該当するようですので、事故そのものだけでなく、その後の自分の療養生活、場合によっては残された家族にも迷惑をかけるということを通じて、自転車の飲酒運転は許されないということを機運として高めてまいりたいと思っております。

皆様、自転車につきましても、飲酒運転の根絶につきましてご協力賜りたく、どうかよろしくお願い申し上げます。

○交通安全課長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言を

お願いいたします。

ご発言がございませんようですので、本日の予定の議事及び説明につきましては、以上のとおりでございます。

せっかくの機会でございますので、他に質疑、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。特によろしいでしょうか。

もしよろしいようでしたら、以上をもちまして、飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン推進委員会幹事会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。

午後 3 時 40 分閉会